

「一九八二年憲法」を公布

カナダの新憲法が四月十七日、女王エリザベス二世のご臨席のもとに公布された。新憲法——「一九八二年憲法」——は、

これまで英国議会在が管理し、英国議会のみが修正権をもっていたカナダの憲法をカナダに移管するとともに、新たに修正手続きや「権利と自由の憲章」などを付け加えたもので、これによりカナダは植民地としての過去の最後の名残りを断ち切り、名実共に完全な独立国家としての体裁を整えたことになる。カナダの憲制史、政治上、画期的なことである。

時代錯誤的慣例に終止符

カナダの憲法は、政治的慣例や裁判上の慣行、および数々の法令で構成するが、基本となるのは連邦制度における権限分担を規定した一八六七年制定の英国法、英国領北アメリカ法であった。同法の作成段階で、カナダ建国の父たちは、もして将来同法に改正の必要があればカナダはその旨英国議会在に要請するだけのことたり、という態度をとっていた。この方法で百十五年間に二十三回、同法が修正された。今回の「一九八二年憲法」の制定を認める法案の採択が、最後の修正で

ある。

完全な主権国家たるカナダが外国である英国の議会在に、憲法修正の立法を要請せざるを得ないというこの時代錯誤的な慣例に終止符を打つのが、この「一九八二年憲法」である。カナダは、一九二〇年代、三〇年代以来、「英国領北アメリカ法」の修正方法について国内意見をまとめようとしたが、うまくいかなかった。

「一九八二年憲法」の意義

- 一、憲法が英国からカナダへ移管され、国内で修正できるようになった。
- 一、既存の諸憲法文書、法令、慣例に、「権利と自由の憲章」が追加された。
- 一、地域格差是正の原則が確認された。
- 一、州内非再生天然資源の開発・管理に対する州の権限が確認された
- ほか、州は非再生資源の州間取引引きに対する権限を連邦政府と共有することになった。

一九二九年、三五年、四九年、六〇年、六四年、七一年、七八年、七九年、そして八〇年と、連邦政府と州政府の間で行われた交渉は、いずれも失敗に終わった。

しかし一九八一年十一月、改正方法として入れた「一九八二年憲法」の内容について連邦政府とケベックを除く九つの州政府とが合意した結果、五十五年間も行き詰まっていた事態がようやく解決された。「一九八二年憲法」は、カナダの新憲法

そのものではない。「英国領北アメリカ法」および憲法上のことがらにふれた他の重要法令はそのまま存続し、「一九八二年憲法」と併存することになる。例えば「英国領北アメリカ法」は「一八六七年憲法」と改称されるが、連邦制や君主制、立法権の配分などを定めた諸条文はこれまで通り効力をもつわけである。

「権利と自由の章典」

個人個人のカナダ人にとって最も重要なのは、おそらく憲法に「権利と自由の章典」が条文化されたことだろう。カナダ国民は伝統的に人権を幅広く享受してきたが、これらの権利は憲法にほとんど明記されていなかった。これらの権利は、連邦議会や州議会の法令、裁判所の判決、「英国領北アメリカ法」の条文によって保護されてきたが、何らかの基本的自由や権利が政府によって取り消されたり、乱用されたりしないという保障はなかった。「権利の章典」が憲法に条文化されたことにより、政府が基本的人権や自由

に干渉することがそれだけ難しくなる。「章典」に明記されている自由は、多くが自由社会と関連している。基本的自由（信教、思想および表現の自由、報道の自由、集会・結社の自由、良心の自由）、民主的権利（あらゆる市民の選挙及び被



憲法に署名したあと観衆の歓迎を受けるエリザベス女王とトルドー首相。(UPI・サン)

選挙権、連邦議会および州議会議員の任期の制限など）、法的権利（不当な押収や捜査を受けない権利、逮捕や拘束の理由をただちに知らされる権利、弁護士をつける権利）——などがそれである。この「章典」はまた、すべての市民が法のもとで同等な扱いを受け、人種、出身国や出身民族、皮ふの色、宗教、性、年齢、精神的または身体的障害を理由とする差別から保護されることを約束し、さらにカナダでは初めて、女性の平等を認知した。これにより、女性グループは、女性を差別する法律に挑戦できるように